

中小企業事業主の

みなさん

ご存知ですか？

応援します！
がんばる中小企業

最低賃金引上げ支援

業務改善 助成金

この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、
従業員の賃金引上げを図るための制度です。

ぜひ、ご検討ください。

平成28年度から交付要件、交付上限額などが変更になりました。

助成対象40道県()に事業場(支社、営業所など)があれば、助成対象となります。

地域別最低賃金額が800円以上の埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府及び大阪府にある事業場については、助成対象となりません。



厚生労働省

最低賃金引上げに向けた業務改善助成事業

支給手続き

支給の要件

①賃金引上計画

事業場内の時間給800円未満の労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を60円以上引き上げる計画を作成し、実施すること。

※引上げ後の賃金額を就業規則で明記すること。

②業務改善計画

業務改善（労働能率の増進に資する設備・器具の導入等）に係る計画を作成し、実施すること。

※単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など社会通念上当然に必要な経費は除きます。

支給額

常時使用する労働者の数が31人以上の企業は業務改善に要した経費の2分の1、常時使用する労働者の数が30人以下の企業は、業務改善に要した経費の4分の3となります。ただし、以下の上限額が設けられています。

- 最も低い賃金額を60円以上引き上げた場合、上限額は100万円。

※平成27年度以前に業務改善助成金の交付を受けている場合は、交付対象外となります。

お問い合わせ先

茨城県最低賃金総合相談支援センター

〒310-0026

水戸市泉町2-2-33 水戸泉町ビル

オープンオフィス水戸 722号

☎0800-800-4864

（通話料無料）

9:00～17:00まで（日、祝祭日を除く）

9:00～19:00まで（金曜日）

※土曜日にも相談をお受けします。また、
金曜日は19時まで業務時間を延長します。

メールアドレス soudan@ibaraki-sr.com（メールでのご相談も受け付けます）

ホームページ <http://www.ibaraki-sr.com/center/>

本事業は茨城労働局からの委託を受けて、
茨城県社会保険労務士会（TEL:029-350-4864）が実施しています。



業務改善助成金の申請先

茨城労働局雇用環境・均等室

〒310-8511

水戸市宮町1-8-31

茨城労働総合庁舎4階

TEL : 029-277-8294

